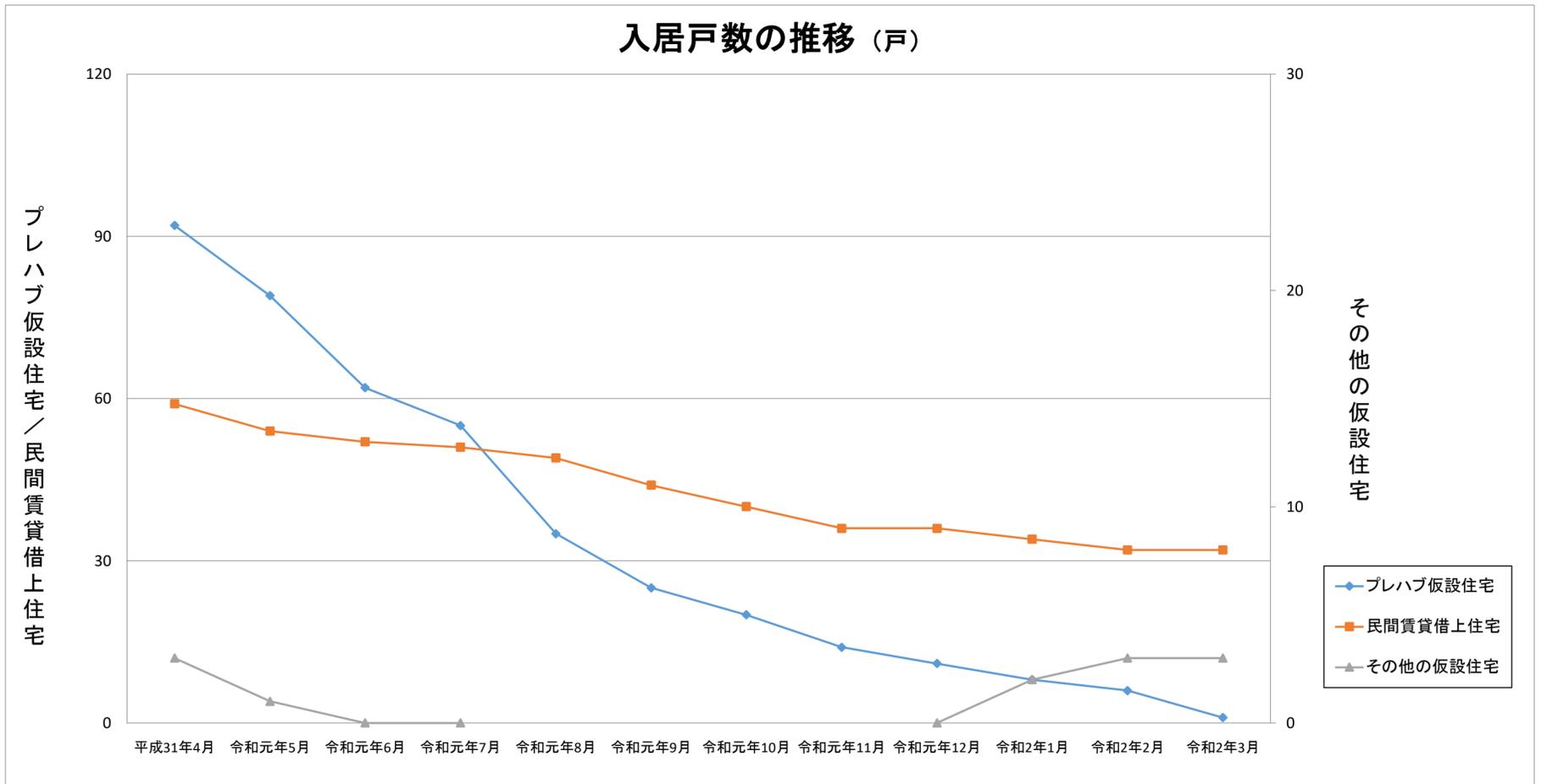


## 災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居状況について(令和元年度)



## 月別の入居状況の推移

(県内全域)

	災害救助法に基づく応急仮設住宅								
	プレハブ仮設住宅			民間賃貸借上住宅		その他の仮設住宅 ※1		計	
	供与戸数(戸) ※2	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸) (契約件数)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)
平成31年4月	4,039	92	200	59	116	3	6	154	322
令和元年5月	3,791	79	173	54	108	1	4	134	285
令和元年6月	3,654	62	134	52	106	0	0	114	240
令和元年7月	2,985	55	122	51	104	0	0	106	226
令和元年8月	2,357	35	72	49	98	0	0	84	170
令和元年9月	1,897	25	42	44	87	0	0	69	129
令和元年10月	1,095	20	35	40	75	0	0	60	110
令和元年11月	915	14	25	36	67	0	0	50	92
令和元年12月	915	11	22	36	67	0	0	47	89
令和2年1月	883	8	18	34	63	2	3	44	84
令和2年2月	419	6	12	32	61	3	9	41	82
令和2年3月	419	1	2	32	61	3	9	36	72

※1 その他の仮設住宅には、公営住宅、公務員宿舎、UR賃貸住宅等を含みます。

※2 供与戸数(戸)は、整備した戸数(22,095戸)から、防災集団移転促進事業の実施等により解体した戸数を除いた現存するプレハブ仮設住宅の戸数です。

応急仮設住宅とは・・・

・東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流失するなどして、居住する住家がない被災された世帯の方々の住居を確保するため、災害救助法に基づいて県が供与するものです。

・災害救助法では、建設した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)を想定していましたが、東日本大震災の被害が甚大で広範囲に及び、多くの方が住戸を失うこととなったため、実施自治体である県が民間の賃貸物件を借上げて供与する「民間賃貸借上住宅」をプレハブ仮設住宅と同等の応急仮設住宅として、供与することとなりました。その他、公営住宅などの既存の住宅資源も同様の扱いとし、有効活用することとなりました。